



# RJプレス

リーガルジョイントプレス

<http://www.fukuokaroumu.com>

労務ジャパン株式会社 TEL092-734-2353

| 福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300

VOL. 80

2023年9月号

〒810-0031

福岡市中央区谷2-14-8

【すこやか歳時記】

長月の候



関東大震災から100年を迎え、あらためて危機管理の備えを企業としても全社員で再確認。

関東大震災が発生した1923年（大正12年）から今年の9月1日でちょうど100年の節目になります。近代の日本で国が存亡までを揺るがした歴史的大災害として大きな傷跡を残し、その後の各界での教訓や指針に位置付けられてきました。同日が「防災の日」に定められている由来もその一環です。建物の損壊は約29万棟にのぼり、経済的な被害は当時の国家予算の約4倍、GDPの約37%に及んだと言われています。そして何より死者・行方不明者数は約10万5千人にのぼっています。

内閣府や消防庁、気象庁などでも「関東大震災100年」の特設サイトが開設され、各所で関連行事なども実施されます。企業としての危機管理もあらためて再確認をぜひ…

## 注目ニュース

### 雇用保険の基本手当日額の変更、8月1日から開始

厚生労働省は、8月1日から雇用保険の基本手当日額を改定します。基本手当は、離職した労働者が再就職活動を心配せずに生活できるよう支援するための手当で、離職前の給与に基づいて算出される日額です。今回の変更は、令和4年度の平均給与が前年度より約1.6%増加したことと最低賃金の影響によるものです。

具体的な内容は以下の通りです。

#### 1、基本手当日額の最高額の引上げ

- (1) 60歳以上 65歳未満 7,177円 → 7,294円 (+117円)
- (2) 45歳以上 60歳未満 8,355円 → 8,490円 (+135円)
- (3) 30歳以上 45歳未満 7,595円 → 7,715円 (+120円)
- (4) 30歳未満 6,835円 → 6,945円 (+110円)

#### 2、基本手当日額の最低額の引上げ

2,125円 → 2,196円 (+71円)



## 日々是好日カレンダー

9月

SEPTEMBER

長月・菊月・寝覚月・夜長月

1 金

・二百十日・防災の日

2 土

・宝くじの日・くつの日  
・VJデー

3 日

・ホームラン記念日・ベッドの日  
・クチコミの日・グミの日

4 月

・クラシック音楽の日・くしの日  
・串の日・オークションの日

5 火

・国民栄誉賞の日  
・建築物防災指導週間（～11日）

6 水

・クロスワードの日・黒豆の日  
・黒酢の日・妹の日

7 木

・クリーナーの日・CMソングの日  
・世界老人給食の日

8 金

・白露・国際識字デー  
・「明治」改元の日・ニューヨークの日

9 土

・重陽の節句・救急の日  
・世界占いの日・ロールケーキの日

10 日

・世界自殺予防デー・車点検の日  
・知的障害者愛護デー

11 月

・二百二十日・雇用保険被保険者資格取得届の提出

12 火

・水路記念日・宇宙の日  
・マラソンの日

13 水

・世界法の日・司法保護記念日  
・乃木大将の日

14 木

・セブテンバーバレンタイン  
・コスマスの日・十字架賞賛の日

15 金

・国際民主主義デー・ひじきの日  
・大阪寿司の日

16 土

・ハイビジョンの日・マッチの日  
・全国海難防止強調運動（～30日）

17 日

・モノレール開業記念日  
・キュートな日

18 月

・敬老の日・満州事変勃発の日  
・かいわれ大根の日・島言葉の日

19 火

・苗字制定の日

20 水

・秋の彼岸入り・バスの日  
・動物愛護週間（～26日）

21 木

・秋の全国交通安全運動（～30日）  
・世界アルツハイマーデー

22 金

・カーフリーデー・世界ビーチクリーンアップデー

23 土

・秋分の日・秋分・不動産の日  
・万年筆の日・海王星の日

24 日

・清掃の日・歯科技工士記念日  
・畠の日・みどりの窓口記念日

25 月

・主婦休みの日・10円カレーの日  
・藤ノ木古墳記念日・世界網膜の日

26 火

・秋の彼岸明け・ワープロ記念日

27 水

・核兵器の全面的廃絶のための国際デー

28 木

・秋の社日・世界観光の日

29 金

・女性ドライバー誕生の日  
・パソコン記念日・プライバシーデー

30 土

・十五夜・クリーニングの日  
・招き猫の日

・交通事故死ゼロを目指す日  
・クレーンの日・くるみの日

社会保険料納付期限（9月分は10/2）

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です



## 《今月の特集①》過労死ラインの長時間労働に対する監督署調査について

2023年度の監督署の臨検調査については、いわゆる「過労死ライン」を超える長時間労働に重点が置かれることが予想されます。長時間労働のリスクについて解説します。

### はじめに

厚生労働省が2023年度の臨検調査について、いわゆる「過労死ライン」を超えるような長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導に重点が置かれることが予想されます。本年4月から中小企業における60時間超の残業に対する割増率が引き上げられたこともあり、多すぎる残業への監督指導は強化されるでしょう。以下、長時間残業に関する注意すべきポイントについて解説します。

### 過労死ラインとは

厚生労働省が定める過労死の定義は以下のものとされています。

- 業務における過重な負荷による脳血管疾患、心臓疾患を原因とする死亡
- 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

そして「過労死ライン」とは、過労死と長時間労働に因果関係があるという前提に基づき、発症直前の「危険な長時間残業の基準時間」を定めたものです。

現在の過労死ラインは次のように定められています。

時期	過労死ライン	判定
発症前 6か月	概ね 45 時間超 / 月	▲
発症前 1か月	残業 100 時間超 / 月	✗
発症前 2~6か月	残業 80 時間超 / 月	✗

▲・業務との関連性が徐々に強まる

✗・業務と発症の関連性が強いと評価される

### 過労死ラインが疑われる根拠



### 【特別条項付き36協定】

特別条項付き36協定で、時間外労働の上限を労働基準法の上限スレスレである「月100時間未満、年720時間」に設定した場合、長時間労働が常態化していることを疑われる可能性があります。

なお、特別条項付き36協定とは、残業時間について労使で締結する36協定のうち、法定の上限(原則月45時間、年間360時間)を超える可能性があること、および超える際の限度時間や手続きを付記したものです。

### 【労災申請・労働者からの申告】

長時間労働が原因でうつ病などの労災申請があつた場合、まず間違いなく長時間労働の実態を確認されることになります。また、労働者や元労働者から長時間労働についての申告が監督署になされた場合も同様です。

### 【業種・業態】

労働基準監督署の臨検調査はしばしば年度ごとに重点業種が定められているようです。例えばある年はコンビニエンスストアに調査が集中しましたが、それは①深夜勤務労働者に対する健康診断の実施状況②外国人労働者の不法就労③月給労働者の残業未払いなどをターゲットにしたものと予想されます。

### 毎日残業が4時間は危険水準

1日4時間の残業を20日続けると1ヶ月の残業時間が平均80時間となります。経営者は残業させているつもりがなくても、早朝勤務や昼休みの休憩不足、休日勤務などが積み重なって残業時間が過労死ラインに至ることもあります。危険な長時間労働とならないよう、実質的な労働時間の把握に努めましょう。

上記から、一般に残業時間の過労死ラインは「月80時間超」が目安とされています。



## 《今月の特集②》 どんな研修が労働時間となるか

労働者に対して実施する研修については「労働時間としてカウントすべきか否か」という問題がつきまといます。研修と労働時間について解説します。

### はじめに

労働者のスキルアップを目指して会社が主導して研修や教育訓練を実施することはよくありますが、その研修が労働基準法上の「労働時間」に当たるか否かについては判断が難しいこともあります。以下、研修と労働時間の関係について解説します。

### 労働時間の定義

労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれている時間」のことをいいます。使用者の明示または默示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。ちなみに默示の指示とは下記を指します。

直接命令はしていないが、雰囲気的に断ることが困難であったり、参加しないと人事評価でマイナスとなったりと、実質的に強制しているのと変わらない状態

### 研修・教育訓練の取扱い

研修・教育訓練について、業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。しかし研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、参加しないと業務を行うことができなかったりするなど「事実上参加を強制されている」場合には、前述した默示の指示があるものとして労働時間に該当します。以下に具体例を記載します。

#### 【労働時間に該当しない事例】

- 終業後の勉強会で、参加の強制はせず、また参加しないことについて不利益な取扱いもしないもの
- 労働者が自ら申し出て、会社の設備を無償で使用

することの許可をとった上で、一人でまたは先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練

※ただし、同調圧力などにより居残り訓練が実質的に強制されている場合は労働時間となる場合がある

- 会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の業務とは関連性がない英会話講習。

#### 【労働時間に該当する可能性が高い事例】

- 仕事に使用する技術や資格を習得するために会社から指示された研修
- 書籍等を会社が提供し、読書と感想文の提出を義務付ける場合の読書およびレポート作成時間
- 休日に参加するよう指示された社外研修で、後日レポートの提出も課されるなど実質的な業務指示で参加する研修。
- 自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。
- 会社が出席を命じた研修兼懇親会

#### 会社における「研修・教育訓練」の取扱いについて

「研修は労働時間ではない」と取り扱う場合には、まず上司からの強制・指示、事実上の強制がないように注意してください。また、仕事に必須のスキルを学ばせるものは原則として労働時間として取り扱うほうが間違いないでしょう。

その他、通常の勤務場所と物理的に違う場所で研修を行ったり、仕事用ユニフォームを一旦着替えてから研修を受講するようルールを設けたりといった「通常労働との形式上の違い」を明確化することも有効です。また、職場で居残りして訓練などをしている場合も「会社設備を利用した訓練の許可申請書」などの書面を用意することも良いでしょう。



## 《労務相談 Q & A》 「本人不注意で労災はどうなる？サンダル履きで転倒の場合」



Q

雨の日に会社の階段で滑って転んでケガをした従業員がいます。本人は靴を履かず滑りやすいサンダルを履いていました。本人の不注意があると、労災認定は難しいのでしょうか。

A

療養補償等影響しない

労災保険の給付支給の可否は、業務との相当な因果関係が鍵です。使用者の過失の有無は考慮されず、階段に手すりや滑り止めがあったとしても、労災請求が認められる可能性があります。

ただし、本人が故意の犯罪行為や重大な過失によってケガをした場合、支給が制限されることがあります(労災法12条の2の2、労災保険給付事務取扱手引)。ただし、支給制限は休業補償給付などに限られており、病院での療養補償給付は制限されません(昭52・3・30基発192号)。

会社としては、安全配慮義務にも留意が必要です。本事案と似たケースでは、従業員の不注意があるとして会社の責任が否定された一審判決(横浜地判令3・11・26)がありましたが、これは二審(東京高判令4・6・29)で覆されました。二審は、会社が事前に予測可能な危険性を認識し、対策を講じる余地があったと判断しています。雨の日にサンダルを履くことを制限するといった対策を講じることが適切でしょう。

総括すると、労災保険給付の認定においては、業務との因果関係、使用者の過失の有無、安全配慮義務の遵守などが考慮されます。予防措置として雨の日の服装について従業員への指導やルールの整備を行うことが、事故予防に寄与するでしょう。

### スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所  
平野 景子

*Keiko Hirano*

3月より入社いたしました平野と申します。  
よろしくお願ひいたします。

Q 趣味を教えて下さい

A おいしいお店を探して食べに行くこと、  
犬と散歩することです。

Q 特技はありますか

A 韓国語です。少し忘れてきているのでたまにドラマなどをみて韓国語に触れるようにしています。

Q 今年の抱負、目標を教えてください

A 新しい環境で働くので、早く業務を覚えて一通りのことはできるように習得することです。

皆様のお役に立てるよう頑張ります。よろしくお願ひいたします。

### 当事務所について

労務ジャパン株式会社

福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所  
(新庁舎)の南門から徒歩1分です。  
ミニセミナーの開催も行います。  
ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031

福岡市中央区谷2-14-8

TEL 092-734-2300

FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分  
セブンイレブンが目印です。



# すこやか労務月報

[9月版]  
No.76

## 「暗い!!」と叫びたくなるくらい…。

日暮れが早くなってくる季節です。それに伴って夕方の事故も増えてきます。薄暗くなり始めた夕刻に車を運転していて、無灯火の対向車や脇道から進入してくる車などにヒヤリとしたことはありませんか？ 「あッ、危ない！！」「暗くて見えない!!」と叫びたくなる思いになります。

そのようなドライバーは「自分はまだ見えるから…」と独りよがりの運転感覚だけで考え、周りへの配慮が求められる交通感覚が低いのだと思われます。車のスマートランプはポジションランプとも呼ばれるように、自分が運転する車の位置や大きさを知らせるための装置です。周りへの注意喚起としてぜひ早めの点灯を心がけてください。今月は「秋の全国交通安全運動」など交通安全の重点月間です。



9月の  
注意ポイント

- ① 早めのライト点灯など交通安全対策を !!
- ② 台風や豪雨などの災害対策も徹底を !!
- ③ 熱中症や感染症も引き続き気を抜かず !!